

相模原市農業委員会第33回会議議事録

開 会 日 時 令和6年11月29日 午後1時30分

閉 会 日 時 令和6年11月29日 午後2時20分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	12	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (12番山口幸男委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 6 番

議席 16 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第53号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第54号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第55号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第49号	相模原市地域計画（案）に係る意見照会に対する回答について
10	報告第50号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第51号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第52号	非農地証明書の発行について
13	報告第53号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第54号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第33回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、12番山口幸男委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番大塚優子委員、16番菱山喜章委員を指名いたします。

本日の会議の傍聴につきましては、希望はないので、引き続き、進めていきます。

それでは、日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年10月31日から令和6年11月28日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

11月6日、神奈川県農業委員会活動推進大会第3回大会運営委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、神奈川県農業委員会活動推進大会の運営についてほかでございます。

同日、神奈川県農業委員会活動推進大会が開催されまして、農業委員12名、農地利用最適化推進委員6名が出席しております。内容につきましては、地域計画策定更新と実現に向けた支援に関する要望等における大会決議ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

10月31日、農業委員会第32回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

11月8日、第229回都市計画審議会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、相模原都市計画生産緑地地区の変更についてほかでございます。

11月14日、第3回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農業委員17名、推進委員14名が出席しております。内容につきましては、相模原市地域計画案に係る意見照会についてほかでございます。

11月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

11月10日、市制施行70周年記念第60回相模原市農業まつりが開催されまして、阿部会長、農業委員5名、推進委員3名が出席しております。

また、11月16日、創立65周年第36回JAまつりが開催されまして、阿部会長、農業委員2名、推進委員5名が出席しております。内容につきましては、いずれも農業委員会の活動紹介ほかでございます。

裏面を御覧ください。

11月20日、相模原市表彰式が開催されまして、阿部会長が出席しております。

また、同日、市制施行70周年記念式典及び市制施行70周年記念レセプションが開催されております。

11月24日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員7名、推進委員3名の参加、協力をいただきまして、津久井在来大豆の収穫を行っております。

また、11月28日には、農業委員3名、推進委員1名の参加、協力をいただきまして、収穫した津久井在来大豆の選別作業を行っております。

会務報告は以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第３回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程２「第３回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、１１月１４日に開催されました第３回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（３）令和６年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組については、担当区域ごとに今年度の農地利用状況調査で不耕作緑または不耕作黄区分となった農地に係る情報共有を図るとともに、今後、ヒアリング調査を実施する農地の候補地の選定について話し合いました。

以上で、第３回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。
よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で第３回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第50号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1016から3-1017は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1016は、緑区牧野に住む譲受人が、緑区青根に所在する譲渡人の農地を経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は青根の登記簿田、現況畑の1筆、169㎡です。今後の作付は、ジャガイモなどの露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、3,323㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1017は、緑区城山1丁目に住む譲受人が、緑区原宿4丁目に住む譲渡人の農地を経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、長竹の畑1筆、968㎡です。今後の作付は果樹を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地12筆、7,737㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1016については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

11月26日に加藤推進委員と現地調査へ行ってきました。ただいま事務局が説明したとおり、何ら問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3－1017については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

11月26日に長谷川推進委員と現地調査へ行ってきました。周りに農地も広がっていて、調査の時点では少し草があったんですけども、耕うんなどすれば、全然問題なく、すぐにでも使えるような農地でした。道を挟んではす向かいに住宅が少しありましたので、土埃など、幾分気を遣って、今後、耕作していただけたらなと思います。報告は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

収受番号3－1016ですけど、農地ナビで見たのですが、千枚田みたいな形になっていて、6枚の田んぼで、その1枚がこうなっているんですけど、農地ナビで169㎡という面積がないことが気になりました。もう一つは、田んぼが6枚あるのというのが10年ぐらい前の航空写真で、現在は土壌改良をされたのでしょうか。航空写真を見ますと、土壌改良以降、適切な利用がされていないというのが少し気になったところです。

事務局（伊藤所長）

まず、面積につきましては、今回、分筆をしています。案内図でいきますと、左側の川沿いに道路が通っています。これは次の質問と関連するんですが、その道路部分を分筆して、残った面積が169㎡となります。

2つ目の質問で、土壌改良という話ですが、これは土壌改良ではなくて、令和元年東日本台風で流されてしまったところです。その後、台風の災害復旧ということで神奈川県が主となって復元したところで、以前は田んぼだったと思うんですが、畑に原状復帰したところになります。

17番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第50号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程３議案第５０号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第51号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-8から4-9及び4-1004は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-8は、申請人が所有する田名の農地1筆、460㎡を駐車場、敷地拡張として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、運送会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側に鋼板単管パイプを設置し、東西側は既設RC擁壁を利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はリバーサイド田名ホームの北西約80mです。

続きまして、收受番号4-9は、申請人が所有する田名の農地1筆、594㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、運送会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側にブロック2段積みを設置し、西側及び南側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名整形外科クリニックの北東約60mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号4-1004は、申請人が所有する緑区寸沢嵐の農地1筆、311㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、近隣の相模原市消防局津久井消防署職員からの要望により、駐車場として使用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存RC擁壁を使用するとともに、南側は隣地と高低差があるため、安全対策として、単管パイプ高さ1mを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市消防局津久井消防署の西約70mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や意見はございませんか。

収受番号４－８及び４－９については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

１３番（大谷委員）

１１月１５日に見てきました。収受番号４－８は、表は県道、裏は山、両端は資材置場と駐車場、何ら問題はないと思います。

収受番号４－９は、周りはぐるっと倉庫、駐車場、裏は子供野球のグラウンド、境界もしっかり入っていますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号４－１００４については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

１番（青木委員）

１１月２５日に現地調査いたしました。消防署の方が、駐車場がなくて探していたところです。今は遊園地の駐車場を使っております、毎日、十五、六台とまっています。境界線もきれいになっていますし、別に問題はないと思います。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第５１号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程４議案第５１号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第52号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-11及び5-1048から5-1053は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年11月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-11は、譲受人の社会福祉法人相模福祉村が、譲渡人が所有する田名の農地6筆、2,636.86㎡の所有権移転を受け、社会福祉施設及び道路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地と第3種農地です。申請理由としましては、社会福祉事業を営んでおり、隣接する使用中の福祉施設が老朽化したため、取り壊すに当たり、新たに社会福祉施設を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、東側にRC擁壁を設置し、西側及び南側にはブロック積み2段から3段を設置する計画です。雨水については、雨水集水管及び雨水槽による敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は神奈川県立相模田名高校の南約60mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1048と1049は、転用者が同一であり、転用内容も一体ですので、一括して説明します。

收受番号5-1048は、譲渡人が所有する緑区中野の農地1筆、396㎡を、5-1049は、貸出人が所有する緑区中野の農地1筆、516㎡のうち16.26㎡を譲受及び借受人の住宅相談室心株式会社が1区画の宅地造成と道路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受及び借受人は不動産業を営んでおり、1区画の宅地造成及び道路の整備をするものです。隣接地への被害防除としましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段及びコンクリート板高さ40cmで土留めをし、雨水については、浸透側溝による敷地内処理をする計画です。申請地は市立中野小学校の南西約300mです。

続きまして、收受番号5-1050は、借受人の飯塚塗研株式会社が、貸出人が所有する緑区川尻の農地1筆、1,017㎡のうち920㎡に賃借権を設定し、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御

覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は建設業を営んでおり、現在賃借中の資材置場を返却しなければならないため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存万能鋼板を使用するとともに、北側に新たに万能鋼板高さ3mを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、北側の農地所有者には説明をしております、農地の利用方法としては、アジサイの植木を植えてあるという状況です。申請地は県営大島団地の北西約300mです。

続きまして、収受番号5-1051は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地2筆、459㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地1区画を販売するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥居原ふれあいの館の北約100mです。

続きまして、収受番号5-1052は、譲受人の株式会社都木材緑化が、譲渡人が所有する緑区城山4丁目の農地1筆、1,064㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は造園業を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存ブロック及びフェンスを使用するとともに、コンクリートブロック1段を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢中学校の北約300mです。

続きまして、収受番号5-1053は、譲受人の合同会社ACプラスが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地2筆、948㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。設置する太陽光パネルは地上高約50cmから180cmのパネル台で、傾斜角度15度で南向きに設置します。スクリーンの写真は参考ですが、隣地にある太陽光パネルと同じ角度になります。このような角度で設置しますので、反射光による被害などはないと思われます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段の上に高さ1.2mのフェンスを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約730mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-11については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番（大谷委員）

11月15日に見てきました。スクリーンの写真と、もう一つ、草の生えているところをちょうど真四角になるような形で施設が買い求めたものです。境界もしっかり入っていますし、周囲に影響はないと思います。

それからもう一つ、三角形の農地がありますが、施設を運営するのに表に6m道路を造るために、施設が買い求めて寄附した形で利用する土地です。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1048及び5-1049については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

11月24日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。境界もしっかりとしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1050については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いします。

2番（齋藤委員）

案内図は16ページを御覧ください。11月23日に現地調査をしました。転用目的は資材置場、駐車場ということで、図面等も全部見まして、南側の一部の出入口を除きまして、四方は高さ3mの万能鋼板を設置する。雨水は砂利敷きの10cmで敷地内浸透。南側に県道が走っておりまして、広い道路がありまして、東、西、北はコンボやクレーンあるいは解体の機械置場であります。周りに畑はなくて、北側に一部、先ほど事務局の説明があったアジサイを植えるということですが、畑らしいものではなくて、全く問題はないと思われます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1051及び1053については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

まず、収受番号5-1051ですけど、鳥居原ふれあいの館がちょうど東側にあって、南と西に道路がありますので、使いやすい土地になるような感じもありますので、事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますけど、3筆になっていますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

収受番号5-1053ですけど、青野原の国道413号線のバイパスの隣になります。隣にも太陽光発電があって、続きになるような感じで、事務局の説明のとおり何ら問題ないとは思いますが、青野原は国道端、これより西へ行くと、結構、太陽光発電もたくさんできていますので、これから先どうなるかが心配です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1052については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願

いします。

14番（西東委員）

収受番号5－1052について、先般25日に落合推進委員と現地を調査してきました。現況、草は少し生えているんですが、更地状態で、写真の奥に見えているのは圏央道の防音ドームですが、周りにはしっかりと作られている農地もありまして、ここもよい農地に見えるんですけども、事務局の説明のとおり、転用はやむを得ないかなと考えられます。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

10番（高橋委員）

収受番号5－1050ですけれども、1,017㎡のうち920㎡ということで、余りの土地のことについて何も話がなかったので、教えてください。

事務局（伊藤所長）

案内図を見ていただくと、敷地の左側にも資材置場があるんですが、その資材置場が本体の筆の部分に越境して、先に転用してあるんです。ですので、ここで許可をいただければ、この筆については全体が許可済地になるんですが、以前に左隣の資材置場が転用許可を取ったときに、この敷地まで少し入り込んで許可を取ったということになります。そのときの資材置場を転用した事業者の計画上、1mぐらいの幅ですけれども、必要だったために、一部、転用許可をしております。よろしいでしょうか。

17番（藤村委員）

今の話は分かったのですが、そうすると、920㎡を引いて、100㎡ぐらいのところは分筆しないで許可を取ったということになるんですか。

事務局（伊藤所長）

その土地の権利状態が所有権移転であれば、分筆をしてもらわなければ許可は出ません。ただし、今回の案件もそうですけれども、賃借権もしくは使用貸借など、貸し借りの場合は、土地全体の一部、分筆をしなくても許可を出すことができることとなっております。

17番（藤村委員）

はい、了解です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第52号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 5 議案第 5 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 6 議案第 5 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、10 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-31 から 6-35 及び 6-1049 から 6-1053 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11 ページから 12 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の 5 件について説明いたします。

整理番号 6-31 から 6-35 は、期間満了に伴う更新のため、利用権を設定するもので、契約期間の開始は、令和 7 年 1 月 1 日からとなっています。契約期間はいずれも 3 年です。本庁管内は合計 5 件、7 筆で、合計面積は 12,936 m²です。利用目的は、いずれも露地野菜を栽培する予定です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号 6-1049 から 6-1053 までは、期間満了に伴い提出された更新の申請で、件数は 5 件、9 筆、面積は 6,448 m²です。契約期間は、整理番号 1049 から 1051 が 4 年、1052 と 1053 が 5 年となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 3 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 6 議案第 5 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 5 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、15 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-126 から 6-207 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページから 31 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の 82 件について説明いたします。

このうち、耕作者変更に伴う申請は、整理番号 6-145、6-148、6-166、6-167、6-196 及び 6-203 で、合わせて 6 件、15 筆、9,650.73 m²です。なお、整理番号 6-166 及び 6-167 は、本農業委員会が令和 6 年 7 月 31 日に新規就農者認定をした者が初めて借り受けるものとなっています。また、耕作者変更に伴う申請を除いた合計 76 件、104 筆、125,229.40 m²は、期間満了に伴う更新のための利用権設定となります。これらのうち、利用権が普通畑のものは露地野菜を、水田のものは水稻を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 7 議案第 5 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 55 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

7 番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 8 議案第 55 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、32 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-208 から 6-213 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 11 月 29 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、33 ページから 34 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 6-208 から 6-213 は、期間満了に伴う更新のための利用権設定で、合計 6 件、8 筆、12,373 m²となります。契約期間の開始日は令和 7 年 1 月 1 日からで、契約期間は 3 年です。いずれも露地野菜を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 55 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程８議案第５５号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、７番小林康史委員には、御着席をお願いいたします。

７番 小林康史委員 着席

日程 9 報告第49号 相模原市地域計画（案）に係る意見照会に対する回答について

日程10 報告第50号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第51号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程12 報告第52号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第53号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程14 報告第54号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

それでは、私から2点あります。

62ページの報告第52号非農地証明書の発行についてですが、64ページの番号1027の次が1029に飛んでいます。1027の申請人のほかの所有農地にも非農地がありまして、その非農地に対して1028番という番号を先に確保してしまったんですが、証明発行が遅れたため、番号が飛んでおります。この番号の非農地証明については、来月の総会で報告する手はずになっておりますので、御了承いただきたいということが1点です。

続きまして、65ページの報告第53号相続等による農地の権利取得届出の受理の報告についての68ページの番号1013について、農業委員会によるあっせんの希望がありまして、事務局で現地を確認したところ、傾斜地の狭小地で、あっせんできる農地ではないので、その旨、届出者に伝えました。

以上で終わります。

議長（阿部会長）

委員の皆さんから、御発言はございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、以上で日程 9 報告第 4 9 号から日程 1 4 報告第 5 4 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 3 4 回総会は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日木曜日午後 1 時 3 0 分から開催する予定です。開催場所は市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 3 3 回総会を終了いたします。